

新成人になる皆さんへ ～ 一人で契約する際の注意点 ～

① 成人になると消費者トラブルに遭いやすい？

成人になりたての若者は、契約に関する知識や経験が乏しいこともあり、内容をよく理解しないまま、安易に契約を結んでしまう傾向にあります。

未成年者の場合、親権者の同意なく結んだ契約は、原則、取り消すことができますが、成人になるとそうした保護はありません。

社会経験に乏しく、保護のない成人を狙い打ちにする悪質な業者もいます。



② トラブルに遭わないためには？

商品の購入やサービスを受ける際に契約を勧められたときは、次のようなことに気を付けてください。

(1) 契約する前によく考える

後々後悔しないためにも、契約する前によく考え、自信がないときは身内や信頼できる友人などに相談しましょう。



(2) うまい話はうのみにせず、きっぱり断りましょう

「簡単に儲かる」などのインターネットなどの広告や、友人や知人、SNSで知り合った人からの誘いをきっかけに、トラブルに巻き込まれています。

必要がなければ「契約はしない」ときっぱり断りましょう。



(3) クーリング・オフや消費者契約法など、消費者の味方になるルールを身につけましょう

特定商取引法では、訪問販売・電話勧誘販売・連鎖販売取引での契約や、特定継続的役務提供（美容医療等）の契約では、クーリング・オフができる場合があります。

消費者契約法では、「うそを言われた」「帰りたいと告げたのに帰してくれなかった」場合に締結した契約を、後から取り消すことができます。

こうした消費者を保護するルールを身につけ、いざというときには活用しましょう。



(4) 借金を勧める業者に要注意。クレジット契約も慎重に



勧誘を断ろうと「今はお金がない」と答えた場合に、消費者金融等からの借金を勧めてくる業者には注意しましょう。

クレジット契約を利用する際には、安易に契約をしないようにしましょう。

(5) 困ったときは消費生活センターに相談を

契約によっては取消しや解約ができる場合があります。

契約後でも疑問に思ったり困ったりしたときは、自分で抱え込まず、早めに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



●ご相談はこちらへ

(いやや！)

消費者ホットライン局番なしの188番

身近な消費生活センターや相談窓口をご案内します

消費者庁「18歳から大人」特設ページ



https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/